

基発 0324 第 1 号
職発 0324 第 9 号
平成 23 年 3 月 24 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公 印 省 略)
職業安定局長
(公 印 省 略)

「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金関係の対策については、「東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について」（平成 23 年 3 月 14 日付け基発第 0314 第 1 号）及び「東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について」（平成 23 年 3 月 15 日付け職発 0315 第 2 号）により通知したところであるが、本日、別紙 1 のとおり、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 66 号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 及び 3 の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、平成 23 年 3 月 24 日付けで独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

記

1 納期限の延長等関係

(1) 納期限の延長の対象となる労働保険料等

納期限の延長の対象となる労働保険料等は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域（以下「指定地域」という。）に所在地を有する事業主若しくは平

成 23 年 3 月 11 日において指定地域にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合（以下「特定事務組合」という。）又は特定事務組合に労働保険事務を委託している事業主（以下「事業主等」という。）に係るもので、災害の発生した日（平成 23 年 3 月 11 日）から延長後の納期限までの間（以下「納期限の延長期間」という。）に納期限が到来するものであること。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 30 条、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

（2）納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 62 条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、指定地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成 23 年 3 月 11 日）から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第 62 条、国税通則法第 11 条）

（3）延長後の納期限等について

指定地域に係る延長後の労働保険料等の納期限及び障害者雇用納付金の納付期限は、災害のやんだ日から 2 か月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

（4）督促状の送付等について

納期限が延長された労働保険料等に係る督促状は、納期限の延長期間内は送付しないこと。

また、平成 22 年度概算保険料を延納している事業主等に係る第 3 期分保険料に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙 2 の「お知らせ」を同封の上送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」を各都道府県労働局ホームページに掲載する、局署所において設置・配布・掲示するなどにより事業主等への周知を図ること。

なお、納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る納入告知書及び督促状については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知していること。

2 個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置

指定地域外に所在地を有する事業主又は労働保険事務組合であっても、徴収法第 30 条の規定によりその例によることとされる国税通則法第 46 条の規定に基づき、都道府県労働局長（歳入徴収官）は、労働保険料等を納付すべき事業主等の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該労働保険料等の納付猶予を行うことができる。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知することとする。

また、障害者雇用納付金に係る納付猶予措置については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知していること。

3 相談等に係る対応について

被災に伴い、労働保険料等及び障害者雇用納付金に関する相談等で来庁された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

政令

○平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二七）

○平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二八）
○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九）
○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（三〇）
○薬事法施行令の一部を改正する政令（三一）

告示

○原戸籍の一部が滅失した件（法務一三六）
○除籍の一部が滅失した件（同一三七）
○原戸籍が滅失した件（同一三八）
○除籍が滅失した件（同一三九）

○日本国に帰化を許可する件（同一四〇）

○食糧援助に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務八六）

○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（同八七）

○リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同八八）
○国道一号线アワシユ橋架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八九）

○日本薬局方の全部を改正する件（厚生労働六五）

○青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（同六六）

○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産六四八）

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件（同六四九）

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通二九九）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、検定機関の登録を更新した件（同三〇〇）

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光一）

○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（同三〇五）
○航路標識に関する件（海上保安一七五）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の二第三項第三号及び第十條の四第三項第三号の規定に基づき環境大臣が定める認証制度を定める件を廃止する件（環境一七）

国会事項

人事異動

内閣 最高裁判所

皇室事項

官庁報告

官庁事項

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六條第二項の規定による閲覧所を定めた件（平成十三年三月二十三日会計検査院公示第一号）を廃止し、公文書等の管理に関する法律施行令第十三條の規定に基づき事務所の場所を公示する件（会計検査院公示二）

国家試験

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）

公告

諸事項

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

事業主、船舶所有者、労働者の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 労働保険料等の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

- ① 次の県内に所在地を有する事業場及び船舶所有者が納付するもの
（当該県内に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

- ② 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの
（今回、事務処理の都合上、督促状を送付しておりますが、督促状に印字されている指定期限についても、後日別途お知らせする年月日まで延長されます。）

2 延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇労働局労働保険徴収（課）室

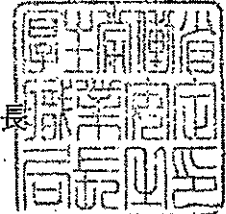
TEL 0000-00-0000

【別添】

職発 0324 第 8 号
平成 23 年 3 月 24 日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する障害者雇用納付金関係の対策については、「東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について」（平成 23 年 3 月 15 日付け職発 0315 第 1 号）により通知したところであるが、本日、別紙 1 のとおり、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 66 号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 及び 3 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1. 納付期限の延長等関係

(1) 納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 62 条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域（以下「指定地域」という。）内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成 23 年 3 月 11 日）から延長後の納期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第 62 条、国税通則法第 11 条）

(2) 延長後の納付期限について

指定地域に係る延長後の納付期限は、災害のやんだ日から 2 か月以内の日が定

められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(3) 督促状の送付等について

納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る督促状は、納付期限の延長の期間内は送付しないこと。

災害の発生した日の前日までに納付すべき納付金を延納している事業主に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙2の「お知らせ」を必ず同封して送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配布するなどにより事業主等への周知を図ること。

また、納付期限が延長された納付金にかかる納入告知書については、延長前の納付期限により作成し、当該納付金の納付期限が延長された旨の「お知らせ」(別紙2)を同封して送付すること。

2 個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置

指定地域外に主たる事務所の所在地を有する事業主であっても、障害者雇用促進法第62条の規定によりその例によることとされる国税通則法第46条の規定に基づき、納付金を納付すべき事業主の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該障害者雇用納付金の納付猶予を行うことができる。

3 相談等に係る対応について

被災に伴い、障害者雇用納付金に関する相談等で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納付期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二七）

○平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二八）

○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九）

○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（三〇）

○薬事法施行令の一部を改正する政令（三一）

〔告 示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（法務一三六）

○除籍の一部が滅失した件（同一三七）

○原戸籍が滅失した件（同一三八）

○除籍が滅失した件（同一三九）

○日本国に帰化を許可する件（同一四〇）

○食糧援助に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務八六）

○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（同八七）

○リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同八八）

○国道一号線アワシ橋架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八九）

○日本薬局方の全部を改正する件（厚生労働六五）

○青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（同六六）

○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産六四八）

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件（同六四九）

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通二九九）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、検定機関の登録を更新した件（同三〇〇）

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁二）

○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（同三〇五）

○航海標識に関する件（海上保安庁七五〇七九）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の二第三項第三号及び第十条の四第三項第三号の規定に基づき環境大臣が定める認証制度を定める件を廃止する件（環境一七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定による閲覧所を定めた件（平成十三年三月二十三日会計検査院公示第一号）を廃止し、公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき事務所場所を公示する件（会計検査院公示二）

国家試験

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

事業主の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に、主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの
- ② 平成23年3月11日以降に納付期限が到来するもの
(督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。)

2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえ、今後検討されることとなっており、後日、決定され次第お知らせいたします。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇〇〇

TEL 0000-00-0000